

《砂川市建築物省エネ法に基づく認定申請手数料》

令和 7（2025）年 4 月 1 日

○建築物省エネ法認定申請手数料は、令和 7 年 4 月 1 日から改定いたしました。

建築物エネルギー消費性能適合性判定（変更）手数料

建築物の用途	基準区分	住宅の戸数・ 床面積の合計	認定申請手数料	変更認定申請 手数料
ア 住宅の用途に 供する一の建築物 を単位として判定 を申請し、又は計 画を通知する場合	(ア)仕様基準の場 合	200 ㎡以内	39,000 円	22,500 円
		200 ㎡超	43,600 円	24,800 円
	(イ)仕様・計算併 用法の場合	200 ㎡以内	29,300 円	17,700 円
		200 ㎡超	32,400 円	19,200 円
イ 共同住宅の用 途に供する一の建 築物を単位として 判定を申請し、又 は計画を通知する 場合	(ア)仕様基準の場 合	300 ㎡以内	78,300 円	44,900 円
	(イ)仕様・計算併 用法の場合	300 ㎡以内	58,100 円	34,800 円
ウ 住宅以外の用 途に供する一の建 築物を単位として 判定を申請し、又 は計画を通知する 場合	(ア)標準入力法の 場合	300 ㎡以内	257,000 円	134,000 円
	(イ)モデル建物法 の場合	300 ㎡以内	98,800 円	54,900 円
	(ウ)(ア)・(イ)以 外の場合	300 ㎡以内	11,000 円	11,000 円

建築物エネルギー消費性能向上計画（変更）認定申請手数料

建築物の用途	基準区分	住宅の戸数・ 床面積の合計	認定申請手数料	評価（判定）機関 審査を受けた場合 の手数料
ア 一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合	(ア)(イ)・(ウ)以外の場合	200 m ² 以内	40,400 円 (23,800 円)	7,000 円 (7,000 円)
		200 m ² 超	44,900 円 (26,000 円)	7,000 円 (7,000 円)
	(イ)仕様・計算併用法の場合	200 m ² 以内	30,600 円 (19,000 円)	7,000 円 (7,000 円)
		200 m ² 超	33,700 円 (20,600 円)	7,000 円 (7,000 円)
	(ウ)仕様基準の場合	200 m ² 以内	21,600 円 (14,000 円)	7,000 円 (7,000 円)
		200 m ² 超	23,200 円 (14,800 円)	7,000 円 (7,000 円)
イ 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合	(ア)(イ)・(ウ)以外の場合	2～4 戸以内	79,700 円 (46,000 円)	12,200 円 (12,200 円)
		5～15 戸以内	131,000 円 (78,100 円)	24,200 円 (24,200 円)
		300 m ² 以内	79,700 円 (46,000 円)	12,200 円 (12,200 円)
	(イ)仕様・計算併用法の場合	2～4 戸以内	59,400 円 (36,200 円)	12,200 円 (12,200 円)
		5～15 戸以内	98,800 円 (62,400 円)	24,200 円 (24,200 円)
		300 m ² 以内	59,400 円 (36,200 円)	12,200 円 (12,200 円)
	(ウ)仕様基準の場合	2～4 戸以内	39,200 円 (25,400 円)	12,200 円 (12,200 円)
		5～15 戸以内	66,500 円 (45,100 円)	24,200 円 (24,200 円)
		300 m ² 以内	39,200 円 (25,400 円)	12,200 円 (12,200 円)
ウ 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合	(ア)標準入力法の場合	300 m ² 以内	259,000 円 (135,000 円)	12,200 円 (12,200 円)
	(イ)モデル建物法の場合	300 m ² 以内	100,000 円 (56,200 円)	12,200 円 (12,200 円)

※ () 内の金額は変更認定申請手数料となります。

※ 工事の着工予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合、1,000 円となります。